

る。併せて県下の消防力の向上、特に昼間消防力強化を促進するため、消防団員の確保に努めているところである。

(一財)岐阜県消防協会は、県下の44消防団と20消防本部の消防職団員で構成された組織であり、県下消防力の維持・向上を図るためその事業が円滑に実施されるよう支援する必要がある。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	9,000	消防協会が実施する事業に対する補助 ・消防団員の人材育成（県消防操法大会の開催 等） ・消防一般にわたる知識、理解等（火災予防週間等における普及啓発活動等） ・弔慰救済（殉職者慰霊祭に要する経費等） ・功労偉績の表彰（県消防定例表彰式開催事業等）
合計	9,000	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 事業主体及びその妥当性

一般財団法人岐阜県消防協会定款第3条にて「消防思想を普及徹底し、消防諸施設の改善と消防活動の強化を図り、もつて社会の厄災を防止し、地域住民の福祉増進に寄与することを目的とする。」としており、この目的達成のため事業を実施できる唯一の組織である。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	岐阜県消防協会補助金
補助事業者（団体）	一般財団法人岐阜県消防協会 （理由）（一財）岐阜県消防協会定款第3条にて「消防思想を普及徹底し、消防諸施設の改善と消防活動の強化を図り、もって社会の厄災を防止し、地域住民の福祉増進に寄与することを目的とする。」としており、この目的達成のため事業を実施できる唯一の組織である。
補助事業の概要	（目的）消防団員を主な会員とする岐阜県消防協会に対し、消防思想の普及・徹底、消防職団員の士気高揚と消防技術の普及向上を図るため、岐阜県消防協会の行う各種事業に対して補助をする。 （内容）消防協会の行う次の事業に対して補助する。 1 消防思想の普及及び啓発事業 2 殉職消防職団員の慰霊祭事業 3 「消防感謝祭」消防操法大会開催事業 4 「消防感謝祭」消防定例表彰式開催事業 5 消防人材育成支援等事業
補助率・補助単価等	<u>定額</u> ・定率・その他（例：人件費相当額） （内容）9,000千円 （理由）協会の育成発展に影響を及ぼし、協会の目的（消防意識の普及徹底、消防職団員の士気高揚・消防技術の向上など）を達成するために、継続的な補助が必要である。
補助効果	1 消防思想の普及啓発 2 消防団員及びその遺族に対する弔慰・救済 3 消防団員に対する消防操法の普及と技術の向上 4 消防功労・偉績表彰による団員士気の高揚 5 消防団の人材育成と地域防災力の強化
終期の設定	終期 令和5年度 （理由）指標（充足率98.0%）を達成するために、相当の期間を要する。

(事業目標)

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

地域住民の安心安全のため、消防活動への県民の関心を高めるための事業や消防職団員の士気高揚のための事業に取り組み、地域防災活動を担うことができる人材として消防職団員の育成・強化を支援する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (S44)	R2 年度 実績	R3 年度 目標	R4 年度 目標	終期目標 (R5)	達成率
						92.9%
消防団員の条例定数に対する充足率	99.9%	91.0%	92.75%	94.5%	98.0%	92.9%

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
補助金交付実績	9,000 千円	9,000 千円	3,100 千円

(これまでの取組内容と成果)

令和2年度	<p>(1) 消防団員人材育成支援事業を実施し、消防団員の技術及び資質の向上を図った。</p> <p>(2) 定例表彰式を開催し、功労偉績の表彰を行った。</p> <p>(3) 福利厚生に関する事業を実施し、福利の向上を図った。</p> <p>(4) 啓発宣伝事業や消防団活性化事業を実施し、消防に対する住民の理解向上を図った。</p> <p>上記の取組みを県施策と連携を図りながら実施したが、指標を達成できていない。</p> <p>指標① 目標：－％ 実績：91.0％ 達成率：－％</p>
令和3年度	<p>令和5年度当初予算にて追加</p> <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___％</p>
令和4年度	<p>令和6年度当初予算にて追加</p> <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___％</p>

(事業の評価)

<p>・事業の必要性 (社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)</p> <p>3 : 増加している 2 : 横ばい 1 : 減少している 0 : ほとんどない</p>	
(評価) 3	<p>東日本大震災以降、消防の重要性に対する認識が高まっており、また平成25年12月に制定された「消防団等充実強化法」において、「消防団は地域防災の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と位置づけられ、地域防災力の一層の強化が求められている。岐阜県消防協会は、消防思想を普及徹底し、消防諸施設の改善と消防活動の強化を図ることを目的とし、消防職団員を会員とする唯一の組織であり、当該補助事業の必要性は高い。</p>
<p>・事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)</p> <p>3 : 期待以上の成果あり (単年度目標 100%達成かつ他に特筆できる要素あり)</p> <p>2 : 期待どおりの成果あり (単年度目標 100%達成)</p> <p>1 : 期待どおりの成果が得られていない (単年度目標 50~100%)</p>	

0：ほとんど成果が得られていない（単年度目標 50%未滿）	
（評価） 1	消防団員の条例定数を満たすには至らないものの、平成28年度以降は全国の充足率よりも高い充足率を確保している。また協会が行う各種事業により消防職団員の質の向上も図られていることから、事業成果は得られている。
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
（評価） 1	消防操法大会等の行事開催に要する費用の低減に努めるなど、事業の効率化が図られている。

（今後の課題）

<p>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項</p> <p>消防団は地域防災の中核として欠くことのできない代替性のない存在として、地域の状況に的確に対応した消防活動を行う体制・取組みの強化が必要であり、消防職団員を会員とする当該協会が行う事業においても、補助対象となる事業について、必要な見直し（県消防操法大会のあり方の検討、各種事業の統廃合等）を行うよう、指導・助言を行っていく。</p>
--

（次年度の方向性）

<p>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</p> <p>消防職団員によって構成される協会への補助の廃止は、当協会の健全な財政に影響を及ぼし当協会の当初の目的（消防意識の普及徹底、消防職団員の士気高揚や技術の向上）を達成できなくなる。</p>
--